

健康診断実施時における新型コロナウイルス感染対策について

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団

○受診に際してのお願い

- * 健診施設（会場）内では原則として各自不織布マスクの着用をお願いします。不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- * 他の受診者への配慮等からマスク着用がない場合は受診をお断りする場合がありますので、ご理解をお願いします。
- * マスクを着用される場合は、特に指示が無い限り、常に着用をお願いいたします。
- * 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いををお願いします。
- * 健診中は換気を行うので、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- * 受付時間を守り、感染対策にご協力をお願いします。
- * 健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。
- * 健診施設（会場）内での会話は最小限とし、小声をお願いいたします。

○受診をお断りする場合

次に該当する方は、受診をお断りします。該当しなくなってから受診してください。

- ① 新型コロナウイルスに感染している方及び新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の示す感染者の療養期間が終了していない方。
- ② 受診時に風邪症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方
た方（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）。

○受診延期を考慮していただきたい場合

① 新型コロナウイルスに感染した方

新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配がなくなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。体調が十分に回復してから受診されることを推奨します。

② 新型コロナワクチンを接種した方

接種後、3日以上経過してから受診されることを推奨します。副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診されることを推奨します。

* なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、今後も新たな知見等が得られた場合、その都度改訂されるものです。